

北海道銀行で「思いをかたちに」

遺言信託



北海道銀行では遺言書作成の相談から、遺言書の保管、そして、遺言の執行まで相続に関する手続きをお引き受けする「遺言信託」を取扱う信託会社等をご紹介します。

このような方がご利用されています



子どものいないご夫婦



おひとりさま



子どもへの配分を決めておきたい方



自宅など不動産をお持ちの方



会社経営者

お客様の思いに寄り添ったサポートを行います。
まずは一度、北海道銀行にご相談ください！



ご相談・お問い合わせはお気軽にこちらまで



北海道銀行リテール推進部（信託チーム）

☎ 011-233-1327

営業時間：9：00～17：00（土日祝日・年末年始は除く）

北海道銀行の相続・終活サポート

ご相談
無料!

相続

相続対策から終活準備のご相談に至るまで、専門的なコンサルティングによりお困りごとの解決をサポートいたします。



相続対策



遺言作成・保管



遺産整理

不動産

不動産有効活用による相続対策から住宅・アパートの新築、不動産の売買、リフォームまで、あらゆる不動産のお困りごとの解決をサポートいたします。



不動産売買



リフォーム・各種修繕



土地・空き家の有効活用

- 北海道銀行は業務提携する信託会社等の商品の媒介を行います。ご契約に際しましては、お客さまと信託会社等がご契約の当事者となります。
- 本サービスの契約等に係る手数料は、信託会社等にお支払いいただきます。
- 信託会社等にお支払いいただく手数料のほか、別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用が必要になります。また、遺言執行に必要な実費はお客さまのご負担となります。お引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。
- 遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容にしたがって信託会社等が執行できる範囲に限定させていただきます。
- 遺言の内容によっては、お引き受けできない場合もあります。
- 個別の税務取扱い等については、税理士や所管の国税局・税務署にご相談ください。